

別 記

# 宍粟市手話施策推進方針アクションプラン(案)

令和6年～令和10年

## 施策1: 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

施策の方向性	手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。
--------	--

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
市内において、手話への理解を広げるため、小中学校園所において手話教室の実施を継続している。	<p>①早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校等で実施する手話教室の更なる充実を図る。</p> <p>②必要性の高い学校※については、複数回のプログラムでの実施について調整を行う。</p>	<p>①市内小中学校園所での教室を継続的にを行い、18学校園所以上での実施を図る。</p> <p>②複数回講座の実施など、実情に応じたプログラムで手話教室を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉学習実施状況の把握</li> <li>未実施校への学校訪問による説明</li> <li>手話教室実施について関係機関と調整</li> <li>必要性の高い学校への依頼・調整</li> <li>複数回プログラムの作成</li> </ul>
市民が更に聴覚障害や手話への認識を深める取り組みを継続する必要がある。	<p>①令和3年度開催の手話フェスタを検証の上で、手話に関するイベントについて計画し、市民が手話を身近に感じ理解を深める機会を作る。</p> <p>②既存のイベントを活用し、普及、啓発を図る。</p>	<p>①令和7年度にイベントを開催し、評価、検証を行い、今後の方向性を協議する。</p> <p>②手話啓発ブースを出店し、市内イベント参加者へ普及、啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7イベント実施、運営方法の検討</li> <li>イベントの評価・検証</li> <li>ろうあ協会、サークルとの調整、協力要請</li> <li>啓発ブースでの内容検討、啓発物の作成等</li> </ul>
市内の商店や事業所が手話を学ぶための手話教室を実施しているが、まだまだ浸透していない。	<p>①聞こえない人や手話への理解を進めるため、市内事業所に対して手話教室を実施する。</p> <p>②手話施策の啓発に取り組む事業所を醸成する。</p>	<p>①ろう者のよく利用する市内の店舗、医療機関または消防署等に対して手話教室を開催し、市内20か所の受講を目指す。</p> <p>②手話教室を実施した事業所に、協力の証としてステッカーを配布。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者対象手話教室の周知・開催</li> <li>ろう者への利用施設についてのアンケート</li> <li>未実施事業者への啓発</li> </ul>
手話教室受講後の学習意欲を維持する必要がある。	<p>令和3年度より宍粟市で手話検定を開催しており、これを継続する。</p> <p>①手話教室実施学校の教師を対象とした手話教室</p> <p>②手話サークル、手話奉仕員養成講座の紹介</p>	<p>①市内学校の教師を対象とした手話教室の拡大から、生徒への意識啓発、手話への意欲へつなげる。</p> <p>②手話検定の受検取りまとめを行い、宍粟市会場で手話検定の開催を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受検申込・取りまとめ(広報等)</li> <li>会場設定</li> <li>受検機関との開催調整</li> <li>受検等級の決定</li> </ul>

※必要性の高い学校:聴覚に障がいのある児童が在籍している学校(軽中度難聴児を含める)

施策	年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
市内公立小中学校園所で手話教室を実施		未実施校の調査 市内小中学校で継続的な実施	未実施校での実施2	未実施校での実施2	未実施校での実施2	市内18校園所以上で実施
必要性の高い学校に対する手話教室の複数回講座の実施		複数回プログラム作成・見直し、教育委員会及び学校との調整 教室の実施及び評価・検証				難聴児の在籍状況の再確認
手話フェスタ(仮称)の開催		開催に向けた調整、視察	イベント開催	評価・検証 実施方法検討	検証結果を踏まえ実施 (実施有無を含め検証を行う)	
既存のイベントを活用した普及啓発活動		市内イベントの選定、実施状況の評価・検証、取組内容の変更・調整 市内イベントにおいて手話ブースの出店				今後の実施方法について検証
市内店舗、医療機関または消防署等での手話教室の実施		ろう者へのアンケート 手話教室の実施・ステッカーの配布	事業所への依頼1件	事業所への依頼2件	事業所への依頼2件	20事業所で実施
宍粟市で手話検定を開催		手話教室の開催、教職員への教室開催、受講者への奉仕員養成講座等の紹介、検定を周知 検定実施 受検者数30名(3級～5級)		検定実施 受検者数30名(3級～5級)		検定実施 受検者数60名

## 施策2: 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

施策の方向性	ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
災害時の避難所や買い物を行う商店では、手話によるコミュニケーションをとることが容易でないため、 <b>その対応のためのツールを作成し、配布をしている。</b>	作成したコミュニケーションボードについて、活用を図る。	①作成した災害用コミュニケーションボード、パンダナを利用した訓練の <b>継続</b> 。 ②買い物時における作成済のコミュニケーションボード、エコバッグの配布、周知を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所担当部署との調整</li> <li>・防災訓練での活用及び検証</li> <li>・自治会、民生委員等への<b>コミュニケーションボード配布、使用方法の周知</b></li> <li>・作成済のエコバッグのろう者<b>(ろうあ協会に所属していない方)</b>、難聴者への周知、配布</li> </ul>
ろう者(児)は急病や火事などの緊急時において連絡手段が限られている(特に外出時) <b>ため、Net119の周知を進めている。</b>	ろう者の緊急時の通報がし易くするため、西はりま消防組合が導入するNet119の利用登録に係る周知、利用登録サポートを実施する。	① Net119を利用した緊急時の通報支援が必要な者に対して、利用登録に係る支援を継続する。 ② 利用申請時の登録作業が円滑に進むよう対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西はりま消防組合との連携・調整</li> <li>・対象者への周知</li> <li>・利用登録時の支援</li> <li>・申請された人へのサポート</li> </ul>
救急通報が入った際に、円滑に派遣調整が行えるよう各機関との <b>連絡について練習する場を設ける必要がある。</b>	西はりま消防組合と連携して、Net119を利用した緊急通報時の <b>練習会</b> を実施する。	実施の可否について協議を行い、緊急時の連絡体制について確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西はりま消防組合との協議</li> <li>・ろうあ協会との協議</li> <li>・実施可否を含め定期的な<b>練習会</b>実施体制の協議</li> <li>・連絡体制表の更新</li> </ul>
窓口での筆談対応などでは、必要な情報が十分に得られない場合があるため、 <b>現状、遠隔手話サービスを導入している。</b>	<b>現状のシステムを利用しやすくするための問題点の把握。(事前申請が必要等)</b> 現状のシステム以外で、宍粟市で導入可能な方法について調査。	遠隔手話サービスの周知。 他サービス <b>(ユーディートーク等)</b> の調査、研究の結果に基づき、実施の有無を判断する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入されている他市町の情報収集</li> </ul>

施策	年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
災害時や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードの作成		災害時を想定した、コミュニケーションボードやバンダナを用いた訓練実施				ボードの必要な場面の再検証
		買い物用ツール(エコバッグ等)の配布				
Net119緊急通報システムと連携した緊急通報対応練習会の実施		西はりま消防組合と実施方法の検証	練習会の評価(行政、当事者)、実施報告に基づく評価・検証			練習会内容について西はりま消防組合と協議
			試験的实施	消防と定期的な練習会の実施		
Net119緊急通報システム利用登録に係る周知、申請サポート		西はりま消防組合と連携し利用登録説明会の実施 利用登録のサポートを実施				運用実績等について西はりま消防組合と協議
ICT(遠隔手話サービス、ユーディートーク等)を活用した支援体制の確立		導入に向けて調整		導入システムの評価・検証		システムについて評価・検証
		導入済システムの周知・運用		システムの運用		

### 施策3: 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

施策の方向性	将来的な登録手話通訳者(士)の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
<p>①宍粟市では今後、年間約440件の派遣活動が必要となってくるが、<b>登録者の高齢化により、今後登録者に不足が生じる恐れがある。</b></p> <p>②適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うにあたり、登録者の資格化が求められている。</p>	<p>①市登録者の養成及び有資格化を進める。また市外等への派遣については、ひょうご通訳センターの広域派遣を活用する。</p> <p>②ろう者の権利保証するため、適切な手話通訳者を登録する必要があるため、登録者の有資格化を進める。</p>	<p>①一定の活動が行える登録者を<b>3名以上</b>養成する。</p> <p>②登録者の有資格化率<b>100%</b>を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベルアップ講座の継続実施</li> <li>・統一試験対策講座の継続実施</li> <li>・手話通訳士試験対策講座の継続実施</li> <li>・資格取得に係る意向調査の実施</li> </ul>
<p>長時間、複数回の派遣活動に伴い、一部の通訳者には頸肩腕障害の発症が懸念されるため、<b>検査が必要である。</b></p>	<p>頸肩腕障害の発生を未然に防止、早期の発見、治療に繋げる。</p>	<p>けいわん検診受診率<b>60%以上</b>を目指す。(居住地市町経路で受診する者も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者に対するけいわん検診の受診勧奨、費用負担の継続</li> </ul>
<p>通訳支援を行う際には、様々な場面が想定されるため、登録者全体で課題を共有し、困難事例に対する対応について情報共有を<b>図るための連絡会を継続する。</b></p>	<p>登録意思疎通支援者との連絡会を定期的開催する。</p>	<p>定期的に連絡会を開催する。 登録後も通訳技術の向上、困難事例への対応等について研鑽を行うための研修会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会の開催、情報共有</li> <li>・現任研修、事例検討会の継続実施</li> </ul>
<p>手話施策の推進により意思疎通支援者の派遣が増え、設置手話通訳者が行う派遣調整や夜間等の緊急対応など業務の負担が増大しており、<b>対応が必要である。</b></p>	<p>手話による支援が適切に行える環境を確保するとともに、市民の方に、更に手話を言語として、理解を深めるための取組を展開するため、設置手話通訳者の待遇の改善を図る。</p>	<p>設置手話通訳者の複数配置、また、正規職員化をめざすことで、安定した支援体制を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規化に向けた課題の整理と課題解決に向けた協議、調整</li> <li>・設置手話通訳者増員時の配置、業務体制の検討</li> </ul>

施策	年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
登録手話通訳者の養成		1名	登録者に対し 意向調査を実施	1名	派遣活動調査 の実施  基準登録者の 増員に係る課 題把握	1名
登録手話通訳者の有資格化		有資格率80%		有資格率 90%		有資格率100%
手話通訳士試験対策講座の実施		登録者の資格取得状況を確認し啓発				資格取得者の確 認、以後の研修 について検証
		研修を継続して実施				
連絡会、現任研修の実施		意思疎通支援者間での情報共有・技術向上				開催方法、研修 内容について検 証
		連絡会、現任研修の実施				
けいわん検診受診率の向上		受診率向上に向けた方策の検討(居住地市町経由の受診も推奨)				けいわん検診 受診率60%
		全登録者に対して継続的に受診勧奨(個別通知、受診指導等)				